

附 編

瀬戸内技法小考

——接合資料から類推される作業面の補正技術について——

絹 川 一 徳

はじめに

瀬戸内技法についての論議は、ここ数年、ますます活発になっているといえる。瀬戸内技法は、石刃技法とともに多くの研究者に知られている石器製作技術の1つである。しかし、その反面、実際の個々の資料レベルでの認定に至っては、少なからず混乱を生じている事実は否めない。瀬戸内技法は、鎌木義昌氏によって提唱され（鎌木1960）、二上山北麓で表採された膨大な瀬戸内技法関連資料の検討を行なった松藤和人氏によって、その修正、例証がなされた（松藤1974, 1979）のであった（図28）。そして、その後も瀬戸内技法をめぐる重要な論考がいくつか示されている。だが、各研究者においても、瀬戸内技法の理解に関しては、その概念的な模式図を範としすぎるきらいがある。むしろ、瀬戸内技法はシステマティックであり、素材の獲得（第1工程）から、翼状剥片の剥離（第2工程）、国府型ナイフ形石器の製作（第3工程）までの一連の規格的な石器製作技術であることに相違はない。だが、冒頭で述べたように、近年岩戸の横長剥片剥離手法（綿貫1982）、三国技法（平口他1984）や殿山技法（織笠1987）などの瀬戸内技法と対置される諸技術の提唱や、殿山技法に対する批判（松藤1987）等、瀬戸内技法の認識のみならず、その内容自体が深く問われようとしている。瀬戸内技法を主体とする国府石器群の中心的地域ともいえる近畿、備讃瀬戸地域においては、層位的に不利な条件下にあり、良好な一括資料、接合資料が欠如したままであり、そのため、定量的な分析による瀬戸内技法の技術的要素の抽出という作業が中心になされてきた。したがって、その普遍性は深く追求することはできるが、実際の個々の資料レベルでの差異をどのように理解するかということになると、どうしても典型的なものを除外し、その認定に苦慮する面があった。そのため、本来同技術であるものが他技術として誤認されるおそれも多々あろうかと考えられる。本論では、香川県国分台遺跡⁽¹⁾から出土した翼状剥片と翼状剥片石核の接合資料、ならびに剥片剥離作業面に複数の剥離痕をもつ打面調整が施された石核等の資料を中心として、瀬戸内技法における石核作業面の補正作業について言及したい。

瀬戸内技法について

瀬戸内技法の名称は鎌木氏が『図説世界文化史大系』の中で解説したのが初見である(鎌木1960)。1965年の『日本の考古学Ⅰ』の中で同氏はさらに詳述している(鎌木1965)。この中で、瀬戸内技法は横長の刃器を剥ぎとる特殊な技術として理解されている。また、国府型ナイフ型石器の製作段階までが、瀬戸内技法に含まれており、翼状剥片剥離については、以下のように説明される。

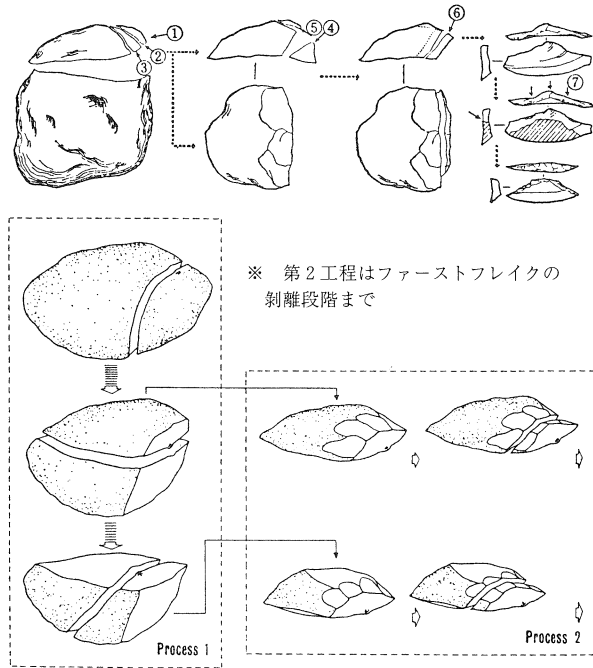


図28 鎌木(上)と松藤(下)による瀬戸内技法工程模式図
(鎌木1965, 松藤1979)

「…〈中略〉この石核から、横長の剥片をとりやすいよう

に、打撃面を調整する工作もおこなわれなければならない。つまりこの調整工作は石核となる石のうえに打撃をくわえやすい稜線をつくるのが目的となっている。…〈中略〉…打撃は調整された打撃面の稜線にむかってなされるわけで、稜線に対して順次なされる打撃によって、ほぼ似かよった横長の刃器がえられる。調整面の稜線がなくなると、さらに打撃面の調整をおこない作業を継続する。…」

この中で翼状剥片石核の性質として、`打撃面を調整する工作`、つまり、山形状に打面調整を施すことが必須の条件として述べられている。この調整によって、打撃を加えやすくすることと、翼状剥片の規格性が保証されるわけである。さらに、`打撃面が不適当になれば、たえず打撃面を有利なように調整する`という方法がとられるのである。

このように、鎌木氏が瀬戸内技法を提唱した当初から、山形状の打面調整は瀬戸内技法の中で重要な調整技術として位置づけられたのである。松藤氏は、この打面調整を打面部の整形のみならず、石核整形の側面ももちうるものとして理解した(松藤1974)。このような見解から、さらに一步踏み込んだのが柳田俊雄氏である。柳田氏は、岩戸遺跡と越中山K遺跡における瀬戸内技法第2工程(翼状剥片剥離の段階)の接合資料から、瀬戸内技法における打面調整作業の意義を以下のように指摘する(柳田1982)。まず、(1)石核の正面観が打点を中心として左右

均等な山形状を呈すること、(2)山形状に整形された左右の打面縁はほぼ直線的であること、また、(3)打面部の両端は底面に接触すること、そして(4)打点付近には調整作業がほとんど施されないことなどが掲げられている。この調整作業は、瀬戸内技法の目的ともいえる翼状剥片の石核底面の付着（底面を付着させることによって安定した刃部を得られる）と、同形剥片の多量生産のためにあるのである。

このように、瀬戸内技法と打面調整との関係は不可分なものであり、同時に瀬戸内技法を行なううえで必要不可欠な調整技術であるといえよう。翼状剥片石核に施される打面調整の方法には、いくつかの変異を認めることができる⁽²⁾（松藤1979、竹岡1980）が、上述したような意義、目的自体は、何ら薄らぐことはないのである。

次に瀬戸内技法のもう一つの特徴として、打点の直線的な後退ということが指摘できる。この点についても、鎌木氏は「おなじ稜線上に打撃をくわえる」と理解し、この稜線がなくなれば、打面調整によってふたたび稜線を形成すると考えたわけである（鎌木1965）。山形状の打面調整と打点移動の相関は柳田氏等の一連の研究によって確認されている（柳田・藤原1981、柳田1982）。翼状剥片石核の正面観が山形状を呈しておれば、剥片剥離が続行され、形状が不都合であれば、ただちに補正されるわけである（図29）。このように、瀬戸内技法第2工程、すなわち翼状剥片の剥離段階においては、山形状の打面調整を石核に施し、絶えずその形状の保持に努めることが重要な要件であることが理解できるわけである。では、その打面調整による補正によっても剥片剥離の進行が困難な場合、つまり石核作業面の著しい変形などのアクシデントが生じた場合、石核にはどのような補正作業が施されるのであろうか。以下、いくつか

の資料を例示しながら考えてみたい。

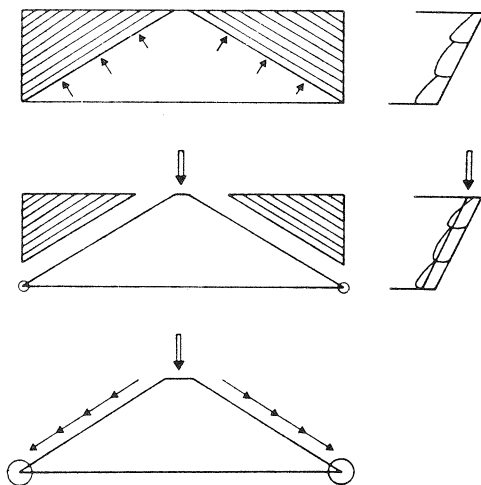


図29 翼状剥片石核の理想的な石核正面観

(柳田1982)

資料について（図30、図31）

ここに紹介する資料は、1959年に岡山大学の国分台遺跡発掘調査団（団長近藤義郎）によって発掘された国分台遺跡出土の資料であることを明記しておく。

No 1. 翼状剥片（図30） 西2区出⁽³⁾土。石材はサヌカイトである。背面はほぼ同方向のポジティブな底面とネガティブな前段階の剥離痕を残している。打面部は合計3面の打面調整痕が残されており、うち一面はこの翼状剥片が剥離される直前に

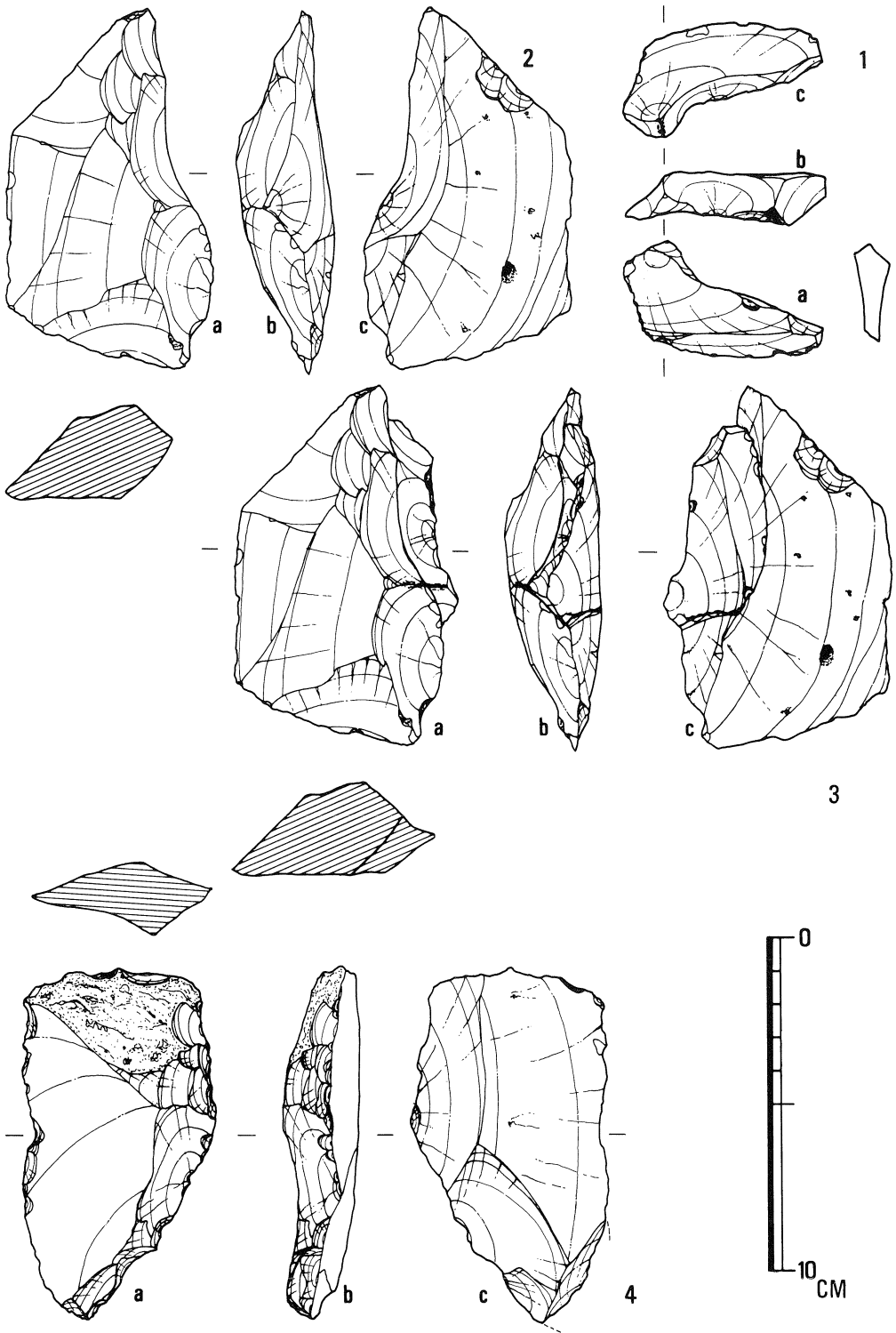
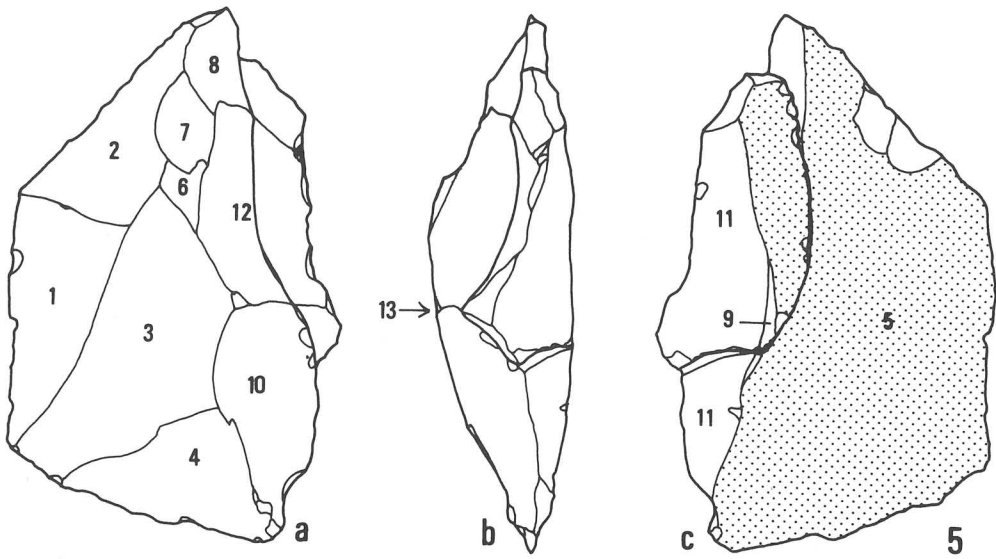


図30 国分台遺跡の石器 (縮尺1/2)



※スクリーントーン部はポジティブな剝離面

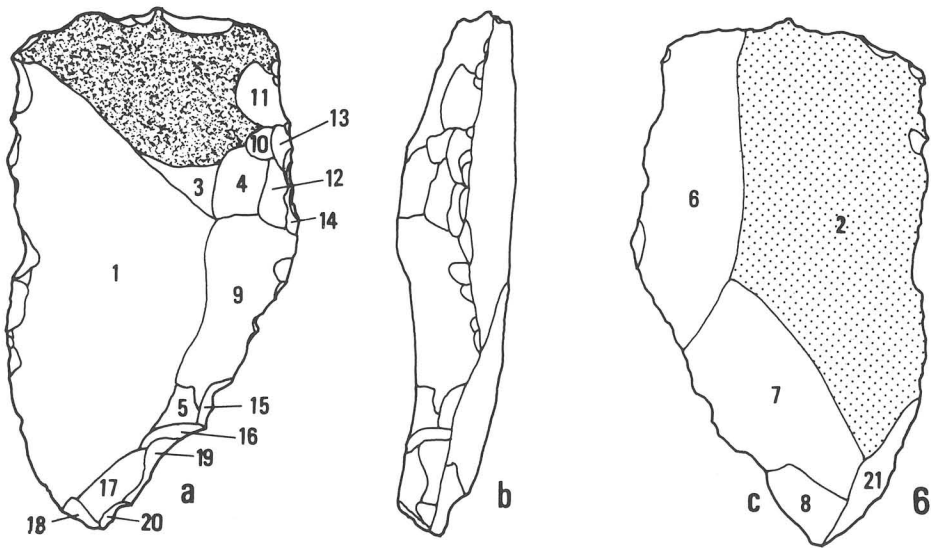


図31 剥片剝離順序関係図

剝離されたものである。全体として大きく右に片寄っており、典型的な翼状剥片のような左右対称形を呈さない。

No 2. 翼状剥片石核 (図30) 西2区出土⁽⁴⁾。No 1の翼状剥片が接合する。数回の大まかな剝離によって、山形状に打面が形成されている。前述の翼状剥片は石核上面中央の稜線上を打点として剝離されている。この翼状剥片が右に大きく片寄って剝離されたため、石核腹面

(C面)の左側に前段階の翼状剥片の剥離痕を残している。したがって、b面の石核正面をみる限りにおいては、左右対称の山形に近い状態になるものの、a面の石核上面をみると、打点の進行位置にあたる中央稜線からみて、左右打面縁が不均等になっている。このように打面縁が直線的に整っていなければ、翼状剥片を継続して剥離することは困難となろう。事実、剥離された翼状剥片は使用されておらず、また翼状剥片剥離もこれで終了している。No3(図30)はこのNo1とNo2の接合した状態である。前段階に剥離された翼状剥片の剥離痕がよく観察できる。剥離面の残存部を計測すると、長さ1.8cm、幅7.6cmである。打点付近や左右縁片部が欠損するため、実際はもう少し大きな数値を示すだろう。また、この剥離面以外にもう一面ネガティブな剥離面が認められるが、これはさらに前段階の翼状剥片剥離面である。No5(図31)は接合資料の剥離面の新旧関係を示したものである。剥片剥離技術に関係があると思われる剥離面には番号を付けてある。①～⑬面までがそれである。①～⑤面はこの翼状剥片石核の素材となった盤状剥片の剥離(瀬戸内技法第1工程)に由来するものである。①面は平坦な剥離面である。②～④面もネガティブな剥離面であり、⑤面はポジティブな剥離面である。次に打面調整として⑥～⑧面の剥離が施されている。これら打面調整の後に翼状剥片が剥離され、⑨面を残したと思われる。この⑨面の剥離後、ふたたび打面調整として⑩面が剥離される。そして、⑪面の翼状剥片が取られている。次にふたたび⑫面が打面調整として施される。この⑫面の打点はNo1の翼状剥片に残されている。⑫面と⑩面のなす稜が次の翼状剥片剥離の加撃点となっている。こうして最後に⑬面(接合面)の剥離、すなわちNo1の翼状剥片が剥離され、この石核は放棄されたものと思われる。No2とNo3の図を比較すればすればわかるように、No3の接合図では、a面(石核上面)の打面縁の状態はほぼ一直線状になっており、翼状剥片剥離には理想的な形状を示している。ところが、No1の翼状剥片が片縁に大きく片寄って剥離されたため、No2の石核の打面縁は著しく左右非対称となってしまったわけである。このNo2の石核においては、もはや打面調整を施すだけでは、打面縁の形状を補正することは難しい。もし、翼状剥片剥離を継続するなら、作業面の補正を行なわねばなるまい。このように、この接合資料からは、作業面の補正作業の原因をみることができよう。

No4. 打面調整石核(図30) 東3区出土⁽⁵⁾。石材はサヌカイトである。a面には丁寧な打面調整が施されている。c面には、並列する剥離痕が2面認められる。2面とも打点は、打面調整によって失われている。No6(図31)はこの石核の剥離面の新旧関係を示したものである。①～⑫番号を付けてある。①面はネガティブな剥離面である。②面はポジティブな剥離面だが、ほとんど平坦な面となっている。この①と②面の剥離方向は約65°のズレをみせる。①、②面とも盤状剥片に由来する剥離面である。次に③、④、⑤面の打面調整が施される。これらは他の打面調整面と比較しても平坦で、もともとは大きな剥離面を形成していた可能性が

ある。この後に、⑥、⑦、⑧面の順で剥離が行なわれるが、⑧面は末端が階段状剥離を示し、意識的に剥離されたものではなく、アクシデンタルなものと思われる。続いて、⑨～⑳面までの細かな打面調整が施される。㉑面は折れ面と考えられる。

さて、この石核の性格であるが、瀬戸内技法と山形の打面調整の有意な相関は先に述べたが、問題は、この石核を翼状剥片石核、つまり瀬戸内技法の所産であるとするならば、並列する⑥、⑦面の剥離面をいかに理解するかということである。瀬戸内技法は打点を直線的に後退するのがその特徴といえる。とすれば、打点を横に移動させたこの石核は、典型的な瀬戸内技法の所産とはいえないわけである。しかし、筆者はこの石核が瀬戸内技法によるものではないかと推測する。そのためには、この並列する剥離面の意味をさらに詳しく説明する必要がある。

まず、⑥面が剥離されて、⑦面が剥離されている。⑥面が剥離される以前には、③、④、⑤面の打面調整が施されたと考えられるので、剥片剥離においては、打面調整が恒常的に施されていた可能性は強い。b面をみると、⑥面の打点方向にむけて山形状に打面調整が施されているのがわかる。これは⑦面と比較しても明らかである。では、⑥面と⑦面の作業面の性格は異なるものか。筆者は⑥面を翼状剥片剥離面、⑦面を作業面補正のための調整剥離面と考える。なぜ作業面の補正を行なうかということについては、理由として、先に示した接合資料のように、石核の打面縁が著しく歪んだ場合、また、剥離が石核幅一杯に行なわれなかった場合など、いずれも翼状剥片剥離の失敗に起因するものと思われる。⑦面を作業面調整剥離面と考えるなら、さらに根拠が必要となろう。そこで、⑥面、⑦面の剥離面の質的な差異を考えてみたい。まず、剥離角であるが、⑥、⑦面とも打面調整によって打点が失われているため正確に計測はできない。残存する剥離面と打面調整面との角度は、⑥面が 58.5° 、⑦面が 53° とそれほど相違はみられなかった。しかし、底面（②面に相当）と⑥、⑦面のなす角度は、⑥面 139° 、⑦面 154° と⑦面が底面に対して浅い角度で剥離していることがわかる。つまり、底面に近い角度に⑦面を剥離することによって、その後⑥面を後退して剥離されるであろう翼状剥片の変形をおさえようとしたのではあるまいか。しかし、この石核は打面調整を施したところで放棄されている。

このように、No 6の石核は翼状剥片石核ではないかという推測をしたのであるが、打面調整を施し、並列に目的剥片を剥離する技術に三国技法（平口他1982）がある。三国技法も打面調整が施されるが、打点をジグザグに後退するため、その打面調整も翼状剥片石核の山形状の打面調整とは質的に異なっているようである。三国技法の認定云々⁽⁶⁾はここでは詳述しないが、打面調整においても、No 6の石核は⑥面に比重がかけられていたと考えることができるのである。また、筆者は国分台遺跡の東3区の出土石器の分析を行なったことがある（絹川1988）が、このように入念な打面調整が施された石核は、翼状剥片石核を除けばこの1点に限られた。

とすれば、この石核をもって、一技法の形態を示すものと考えのではなく、むしろ例外的、偶然的な産物であると考えた方がより自然であろう。瀬戸内技法が、充分計算された石器製作技術であるということは、No 6 の石核が偶然的に生じた翼状剥片剥離の失敗に対処し、補正された石核であるということと矛盾はなからう。

以上のことから、翼状剥片石核の作業面補正という作業が推論されるわけである。次に、他遺跡においても、同様の例がみられるかを検討してみたい。

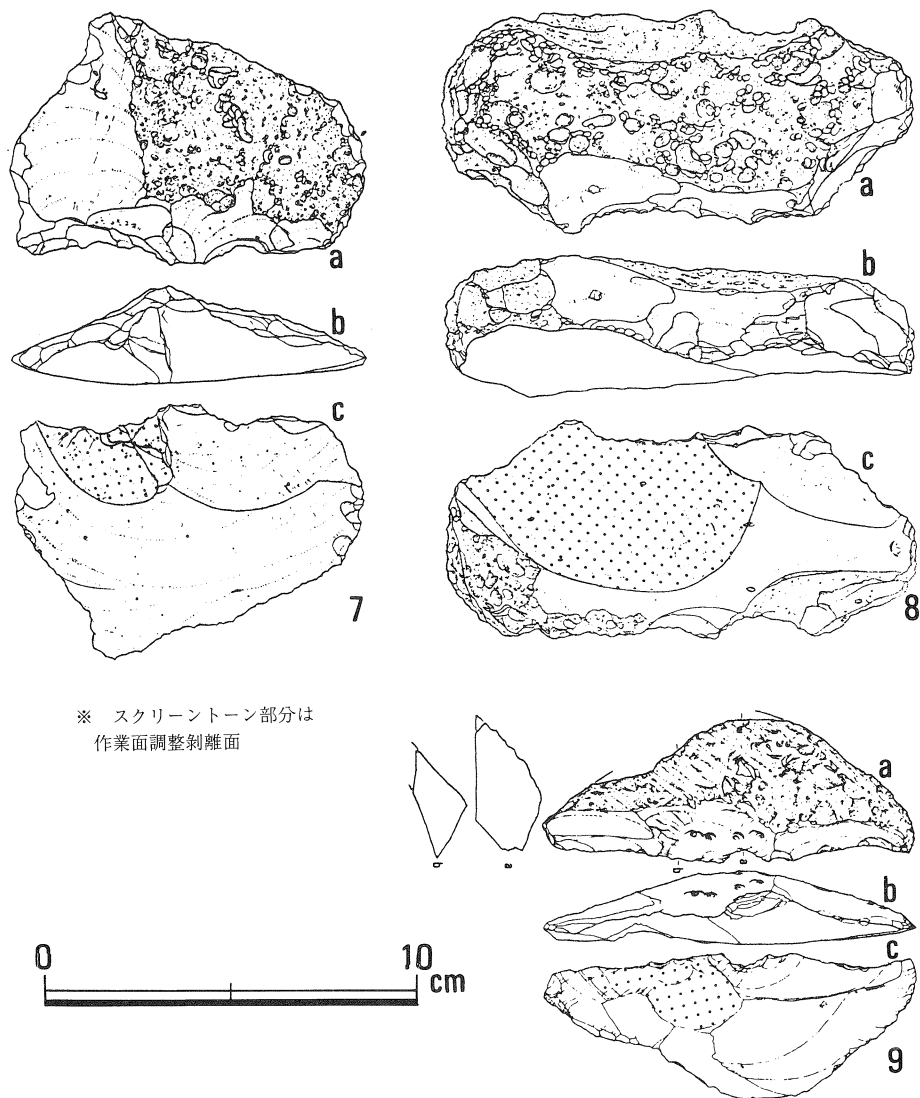


図32 作業面補正が行われた翼状剥片石核
7・8 (松藤1974), 9 (佐藤1984)

類似資料の検討

前節までは国分台遺跡の資料を中心に作業面補正の調整剥離について検討してみたのであるが、次に他遺跡における類例を提示し、その検討を行ないたい。

桜ヶ丘第1地点遺跡 (松藤1974)

奈良県北葛城郡香芝町大字穴虫に所在する。二上山北麓遺跡群の一つである。該当するものとして表採資料中に2点が認められる。図32-7, 8がそれである。作業面調整剥離面はスクリーントーンで示してある。7はc面に2面の並行する剥離痕を残す。ただし、この2面は明

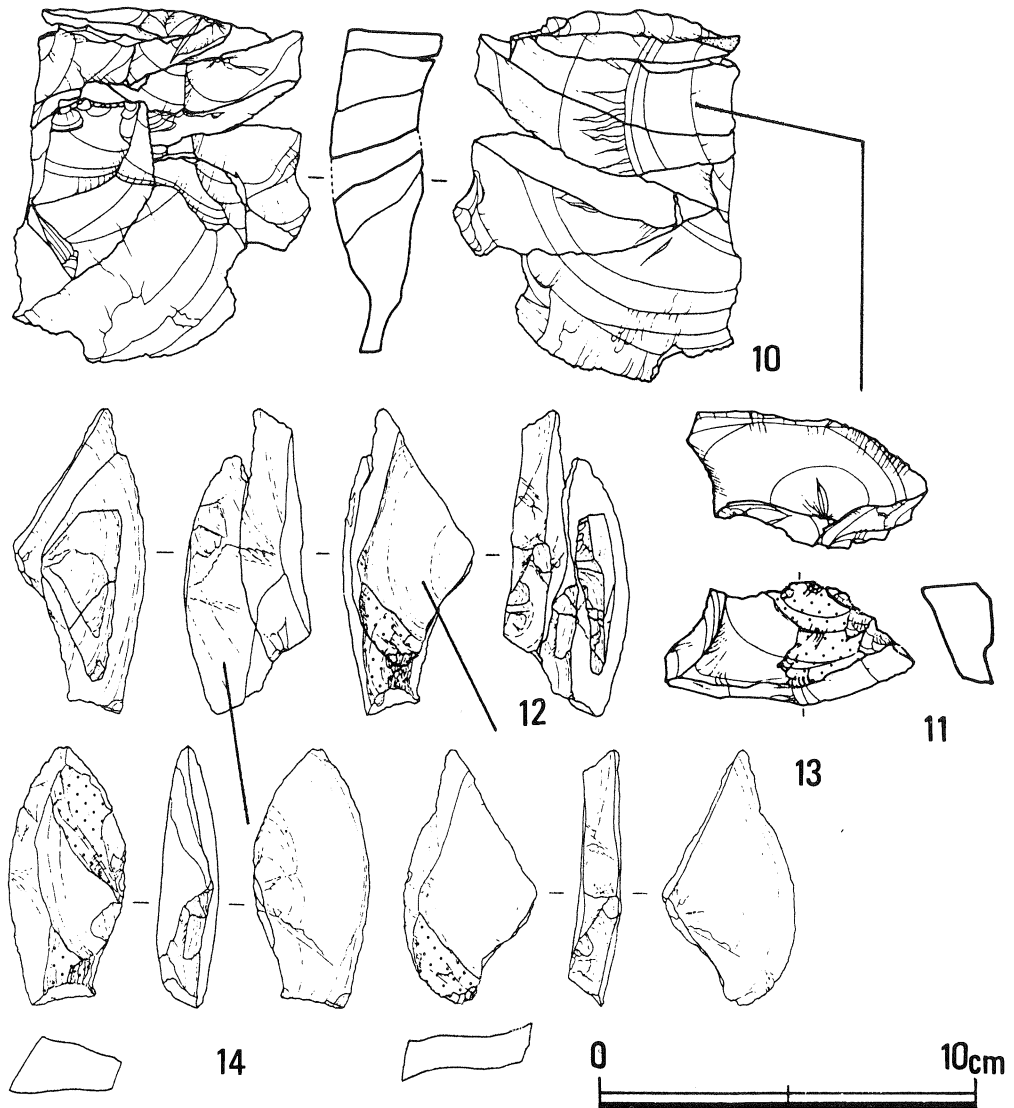


図33 作業面補正の痕跡を残す翼状剥片
10・11 (芹沢1978), 12-14 (岐阜市教委1987)

らかな差異が認められる。すなわち、右の剝離面は山形状の打面頂部で剝離されているのに対し、左の調整剝離面は打面縁の中間に打点が認められる。この作業面の補正作業によって、石核の上面観（a面）、正面観（b面）は理想的な形状となっている。8は石核自体が異質なものである。打面部の状況などから、翼状剝片剝離面はc面右側の面であろう。この場合の作業面調整は、単に石核作業面の補正にとどまらず、作業面幅の調整という意味もあったのかも知れない。いずれにせよこの石核の場合、補正作業はあまりうまくいったとは思えない。いずれの石核も、並列して2枚剝片が剝離された石核として報告されており、両方とも、変則的であるが、瀬戸内技法の範疇に含まれるものとされている。だが、両方とも作業面の補正が行なわれた翼状剝片石核である可能性は高い。

清風荘第3地点遺跡（佐藤1984）

これも二上山北麓遺跡群の一つである。奈良県北葛城郡香芝町大字穴虫に所在する。佐藤良二氏によって報告されている（図32-9）。表採資料である。やはり、並列して2枚の剝離面が認められる。打面部は数面の大まかな剝離によって形成されている。c面右の剝離面は、この打面頂部よりわずかにずれたところに打点をもつ。作業面調整剝離面と考えられるのは、左の剝離面である。右の剝離面と比較しても、形状は不定形である。また、この剝離面の断面をみても、両者の剝離面の大きな相違に気づく。すなわち、作業面調整剝離面の方が、底面に対して、より浅い角度で剝離されている。このようなことから、この2枚の並列する剝離面は、翼状剝片剝離面と作業面調整剝離面である可能性が高いわけである。佐藤氏は、この石核を打点を横位に移動し、並列に剝片を取得した石核であると帰結している。しかし、同時に佐藤氏は、これまで二上山北麓の遺跡群から類似資料が報告されてきたことに留意し、一部に作業面調整の痕跡と推定されるものがあることを指摘している。佐藤氏がこの石核を「典型的な翼状剝片石核の範疇から逸脱する」と表現したのは意味深長である。同時に、このような類例は二上山北麓遺跡群においても、やはり寡少であるという。

岩戸遺跡（芹沢1978）

大分県大野郡清川村大字白尾字岩戸に所在する。1967年に東北大学によって発掘されている。この中で岩戸Ⅰ文化層より出土した母岩④の接合資料がそれである（図33-10, 11）。この接合資料は柳田俊雄氏によって、何度か分析がなされている（柳田1983, 1985）。瀬戸内技法第2工程の接合資料である。この接合資料中の翼状剝片に背面が複数のネガティブな剝離面で構成されるものが1点ある。この背面右側の剝離痕を柳田氏は石核正面部（作業面）に対する調整作業による可能性があるとしている（柳田1982）。岩戸Ⅰのこの接合資料は瀬戸内技法の地域的な変容例として知られる（松藤1985）が、接合資料によって、具体的な作業面補正作業を確認できる一例である。

日野 I 遺跡⁽⁸⁾ (岐阜市教育委員会1987)

岐阜県岐阜市日野に所在する。1985年に発掘調査、1987年に報告書が刊行されている。個別資料K116がこれにあたる。このK116の資料は、ほぼ瀬戸内技法第1工程から第2工程、国府型ナイフ形石器の三者が接合するという、きわめて良好な接合資料である。さらに、3枚の翼状剥片が接合する資料⁽⁹⁾が存在する(図33-12~14)が、そのうちの2枚に、作業面調整と考えられる剥離面が認められる。この剥離面は明らかに翼状剥片剥離を意図したものではない。3枚の翼状剥片の打点の動きは、ややジグザグに後退するものの、作業面調整剥離面の打点は、これよりさらに横方向にずれている。また補正後の翼状剥片の打面部はおおむね良好な形状を示している。瀬戸内技法第2工程の接合資料中にも、直接翼状剥片剥離に関係がないと考えられる剥離面が認められ、これらも作業面補正のための調整剥離による可能性がある。

まとめと今後の課題

以上述べてきたように、各遺跡においても作業面調整を残す瀬戸内技法関連資料を指摘することができた。これまで、翼状剥片石核における石核作業面の補正作業は、その存在こそ指摘

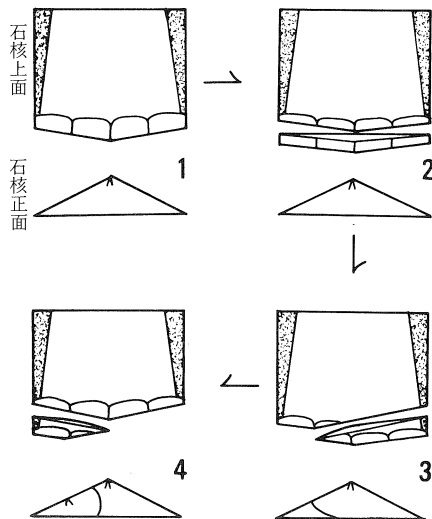


図34 翼状剥片石核における作業面補正模式図

1. 翼状剥片石核の正面観が満足する形状を保持していれば、2. 正常な翼状剥片剥離が行なわれる。3. とつころが、翼状剥片が左右いずれかに片寄って剥離された場合、石核幅一杯に剥離されなかったため、石核上面観は、1の理想的な形状と比較して、著しい変形をきたす。これでは、翼状剥片の連続剥離は不可能である。4. そこで、作業面補正のため調整剥片が剥離され、改めて打面調整が施されて、石核上面観は理想的な形状となって、ふたたび剥離が続行される。

されたが、それほど注目されることはなかった。本論では、石核作業面の補正がなされる要因と、その諸例を提示した。また、作業面調整剥離面は、翼状剥片剥離面と比較して、形状や底面とのなす角度などの質的な差異が認められ、この剥離が目的剥離を取得するためではなかったという可能性を示している。だが、残された剥離面が果して石核作業面の補正のためにあったのか、目的剥片取得によるものか、正確な判定は困難な面もある。岩戸遺跡や日野 I 遺跡のように接合資料であれば、その判定は比較的容易であるが、石核のみの場合は、剥離面の観察以外に情報は得られないという悩みもある。しかしながら、筆者がこれまで提示した資料を、翼状剥片石核に作業面調整痕が残されたものと考えるのは、剥離面の検討もさることながら、山形状の打面調整と瀬戸内技法の関係である。翼状剥片石核に山形状の打面調整が施されることに

よって、翼状剥片の連続剥離が保証され、翼状剥片が連続的に剥離されるからこそ、瀬戸内技法が成立するわけである。このことから、他石核と翼状剥片石核を区別する基準として、山形状の打面調整は重要な要素であるといえる。そもそも、打点を限定し、翼状剥片を作業面幅一杯に剥離するために打面調整が施されているのであり、並列して2枚の剥離が行なわれていること自体矛盾することなのである。ところが、この矛盾が矛盾として成立しないのが、石核作業面の補正作業なのである（図34）。

さて、このような作業面の補正は、その資料数からみても、瀬戸内技法関連資料全体と比較してきわめて寡少である。したがって、それほど顕著に行なわれる調整技術ではなかったのであり、逆にみれば瀬戸内技法の技術としての完成度を示しているといえる。原産地遺跡においては、作業面調整がなされて後、石核が放棄された例が多いが、これは、原産地という石材供給の点で有利な性格が反映されているのであろう。実際、原産地遺跡と消費地遺跡で、このような作業面調整技術がどのような使用のされかたをするのか、今後検討されるべき課題となるう。

瀬戸内技法をめぐる議論が顕在化してきた近年、これまで概念的に説明されることの多かった瀬戸内技法と、個々の資料レベルでの認識のズレをどのように考えるのか、瀬戸内技法の変異形態が本来的に存在するのかどうか、逆に、他技術として分離独立して考えることができるのかどうか、解消すべき問題点は多々あろう。これまで、単に瀬戸内技法の変異形態として考えられていたものや、他の横長剥片剥離技術として認識されているものの中には、作業面調整が施された翼状剥片石核が存在する可能性がある。それらは、結果として変異的な形態を示しているものであり、本質的に瀬戸内技法の所産によるものであるのは言うまでもない。今後は、このような作業面調整の有無を明確に認定しうる分析方法を模索していかねばなるまい。

本論の作成にあたって、近藤義郎先生（埋蔵文化財調査研究センター長）には、資料使用の快諾、ならびに諸々の御配慮をいただいた。また、高木洋、大谷輝彦、山本誠の各氏からは、資料の実見を通して多くの御教示を得た。末筆ながらあつく御礼申しあげたい。

註

- (1) 国分台遺跡は、香川県綾歌郡国分寺町に位置する。標高約400mの台地上にあり、1959年に岡山大学を中心とした国分台遺跡発掘調査団によって、台地の東端（東区）、西端（西区）が発掘されている。
- (2) 翼状剥片石核における打面調整の類型は、国分台遺跡群で竹岡俊樹氏が、二上山北麓遺跡群で松藤和人氏が、そのバリエーションを指摘している。
- (3) 西区は2×3mのトレンチが2ヶ処設定されている。
- (4) この資料は、以前にも写真で紹介されたことがある（稲田1982, P31）
- (5) 東区は2×3mのトレンチが7ヶ処設定されている。東3区の資料については、筆者がすでに分析を行

なっているが、この石核は出土層位が不明であったため、³石核不明の項目に分類していたものである。その後の検討から、表土層より出土したものと考えている。

- (6) 三国技法については、認定された資料数の僅少さが指摘されており（松藤1985）、現時点では評価が分かれている。
- (7) 佐藤氏は、粗い打面調整を施し、並列して目的剥片を取得した石核として、桜ヶ丘第1地点（本論紹介以外のものも含む）、鶴峯荘第1地点、同第2地点、大阪府穴ヶ谷B地点、地獄谷の諸遺跡から例を見出ししている。このうち、鶴峯荘第1地点遺跡のものは、翼状剥片石核として問題はなからう。また、桜ヶ丘第1地点（本論紹介以外の1点）のものは、まったく異質なものであり、翼状剥片特有の山形状の打面調整が石核幅一杯に施されていない。翼状剥片石核と報告されるが、翼状剥片が連続剥離されたことを、積極的に認めうる痕跡は残していない。むしろ、偶発的に生じた石核であろう。他の三点は、横長剥片石核として報告されており、打面調整も翼状剥片石核と質的に異なり、非常に粗いものである。
- (8) この遺跡の資料に関しては、筆者は実見する機会を得た。
- (9) 報告書中のA、Bグループ12点がこれにあたる。
- (10) 報告書中のCグループ4点（翼状剥片3枚分）がこれにあたる。

引用・参考文献

- 稲田孝司 1982 「旧石器時代」『日本の美術』188 至文堂
- 織笠 昭 1987 「殿山技法と国府型ナイフ形石器」『考古学雑誌』72巻4号
- 鎌木義昌 1960 「先縄文文化の変遷」『図説世界文化史大系日本1』 角川書店
- 1965 「刃器文化」『日本の考古学Ⅰ 先土器時代』 河出書房
- 絹川一徳 1988 「国分台遺跡における石器製作の技術構造—原産地遺跡間の比較を通して—（上）（下）」『考古学研究』35巻1号・35巻2号
- 岐阜市教育委員会 1987 『寺田・日野1遺跡』
- 佐藤良二 1984 「二上山麓・清風荘第3地点遺跡東採集の石核」『旧石器考古学』29号
- 竹岡俊樹 1980 「瀬戸内技法再考」『どるめん』No26
- 平口哲夫・松井政信・樫田誠 1984 「福井県三国町西下向遺跡の横剥ぎ技法—主要石器類の定性分析を中心に—」『旧石器考古学』28号
- 松藤和人 1974 「瀬戸内技法の再検討」『ふたがみ』 学生社
- 1979 「再び瀬戸内技法について」『二上山・桜ヶ丘遺跡』
- 1983 「国府型ナイフ形石器の製作」『季刊考古学』4号 雄山閣
- 1985 「瀬戸内技法・国府石器群研究の現状と課題」『旧石器考古学』30号
- 1987 「殿山技法、は成立するか？—織笠昭『殿山技法と国府型ナイフ形石器』を読んで—」『旧石器考古学』35号
- 柳田俊雄・藤原妃敏 1981 「瀬戸内技法—調整技術のもつ意味—」『旧石器考古学』23号
- 1982 「瀬戸内技法の打面調整の意味」『郡山女子大学紀要』18集
- 1983 「大分県岩戸遺跡第Ⅰ文化層出土の石器群の分析とその位置づけ」『考古学論叢』Ⅰ
- 1984 「瀬戸内技法」『考古学ジャーナル』No229
- 1985 「大分県岩戸Ⅰの瀬戸内技法」『旧石器考古学』30号
- 綿貫俊一 1982 「東九州における瀬戸内系の人類遺物」『旧石器考古学』25号

